慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	代表制に關する若干の考察
Sub Title	Some considerations on representative system
Author	大山, 正武(Ōyama, Masatake)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.10 (1953. 10) ,p.55- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19531015-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

代表制に關する若干の考察

大山正武

目次

一　代表制理論の基礎的背景とその成立
二　何を問題にするのか
三　强制委託說と法機關說
四　代表制はいかに活動するか
五　選擧は象徴である
六　むすび

一　代表制理論の基礎的背景とその成立

一　市民團體が、人民の名において國家機能を行使する個人、多數者、一集團若しくは多數者集團を選擇し、選擇されたこれらの者は代表者と呼ばれる。代表者の發する意思は、市民團體或は國民の意思そのものであるとする制度を代表制という。(註)從つて、代表制は本質的に選擧を前提とする。この意味を以て日本國憲法第四十三條第一項が實定されている。

註　J-Barthélemy-Duez, Traité élémentaire de droit constitutionnel, 1926. P. 93.

二　代表制を支える要素である代表者、被代表者という概念及び兩者の關係は私法にその源を發している。卽ち、代表という概念は私法、特に民法からの借物であり、(一)甲が乙の爲に行爲し、しかもその行爲の効果が乙に歸屬するという狀態を我々

はよく見聞する。

さて、代表制における代表者、被代表者という地位は、民法における代理人、委託者の地位に相當する。試みにプラニオールの「民法概要」をとれば、「或者（卽ち委託者 mandant）が、自己の名において一つ或は若干の法律行爲を完成する權限を他人（卽ち代理人 mandataire）に與えんとする契約を mandat と云う[二]」と述べている。兩者の關係をこのように規定付けるのは、むろんフランス民法第千九百八十四條第一項の「Le mandat ou procuration est un acte par lequel une personne donne à une autre le pouvoir de faire quelque chose pour le mandant est en son nom.」なる規定からである。然し、プラニオールが述べているように、この條項は非常に狹義の定義を mandat に與えており、民法は mandat の本質を代理人による委託者の法律的代表（représentation juridique）に求めている。ところが、この代表はローマ法以來、完全に主張され守られて來たのではなく、mandat はそれ以前より存し、乙による甲の代表という形をとらなくても行われた。このような契約の原始的形態は商法における commission、民法における convention de prête-nom に殘存している。いずれにもせよ、代理人の意思或はその行爲は委託者のそれと同一の効果を有し、その論理的歸結として——實定法的規定からでなく——委託者は代理人から mandat を取り上げることができる。

（註）

（一）例えば、Vedel, G., Manuel élémentaire de droit constitutionnel, 1949. P. 191. Duverger, M., Manuel de droit constitutionnel et science politique, 5e éd. 1948. PP. 95-6.

（二）Ripert et Boulanger, Traité élémentaire de droit civil de Planiol, t. II. 1952. P. 944.
コラン及びカピタンは「法律行爲が他者の爲に或者によつて完成されるとき代表 représentation が存在し、この行爲の効果が直接或は間接に被代表者が行爲を完成したものとして被代表者に生ずることを條件とする」と述べている。
Colin et Capitan, Cours élémentaire de droit civil français, t. I. 1917. P. 91. Laferrière, J., Manuel de droit constitutionnel, 2e ed., 1947. P. 397.

三　契約理論に基ずいた代表という概念が政治理論に導入され、所謂「政治代表」représentatif politique という概念を轉生せしめたのであるが、これは決して近代的所産であると簡單にいい切れない。(一)　卽ち、ローマ公法においては既に政治代表の概念を實際に使用し、皇帝は主權の存する人民から mandat を受けている人民の代表として考えられ、この關係において帝制 (principat) が成立していた。ローマの法學者が、右のような代表に mandat の契約を認めた事實こそ、近代公法に重要な地位を占むべき功績であるとデュギーは指摘する。(二)　然し、ローマ公法理論はもとより近代的代表制を擔う者ではなく、近代的代表制の理論的基礎の確立はフランス革命以後のことである。

近代的代表制理論の形成を史的に考察すれば、代表制理論（通說）を樹立したフランスよりも、まず注目しなければならぬのは英國流の考え方である。ブラックストーン(三)は、「各選擧區から選出された議員と雖も一體となつている王國に奉仕すべきものである。何となれば、彼等が派遣される目的は特定のものではなくて一般的目的のためであり、選擧區の利益に目的が存するのではなく社會の利益に目的が存するからである」とした。代表者が連合州の代表者である點を强調したのは、國王の令狀（リット）にしめされている事項のみにその意思を表明しうること、換言すれば、選擧區を代表する代表者とは全く別の性格を代表者に與えるものであることを意味する。卽ち、代表者（議員）は個々の選擧區から mandate を受けているのではなく、全選擧區（國全體）から mandate が與えられていると解するのである。このことは後述する三部會（エタ・ジェネロオ）にしめされる代表の意味とは全く別の概念であつて、近代的意味を備えた代表制の基礎を規定付けたものである。バーク(四)もブラックストーンと同樣の解釋をもつていたが、このような所論が何處より生じたかという問には、英國憲政の發展過程のうちから育成されたと答える外ないであろう。(五)　兎も角、英國においてブラックストーンに代表せられる近代的代表概念——私法的契約理論における mandate とは違つた個別的でない總括的概念——が現われたが、あくまでも理論から制度が生れたのでなくて、制度に對する說明であつた。このことは、近代的「代表」概念の理論的形成に最も寄與したフランス學派と根本的に相違する點である。

（註）

（一）Duguit, L., Traité de droit constitutionnel, t. II. 2e éd., 1923. P. 495. マクィバーはデュギーと反對的見解をしめしている。MacIver, R. M., Web of Government, 6th ed., 1948. P. 180.

（二）Duguit, L., op. cit. P.496.

Duguit, L., Leçons de droit public général, 1926. P. 211.

（三）Burdeau, G., Traité de science politique, t. IV. 1952. P. 237. より引用。

（四）E. Burke はブリストルの選擧人への演說で「各議員は、一旦選出されると、彼を議會へ送つた選擧區と何等關係なく、國全體の代表者となる。……議員を嚴格に拘束し、絕對的に服從せしめる mandate はこの國の法の與り知るところではない」と述べ、mandate を個別的なものと解している。Costin & Watson, The Law & Working of the Constitution, Vol. 1. 1952. P. 392.

（五）ビュルドオは英國でこのような考え方が出たことにつき、ホイッグ、トーリー兩黨の選擧態度、殊に後者のそれに着目している。即ち、トーリーは選擧を權力委託行爲と解し、選擧民が代表者を統御しうるところに選擧の正當性を認めた。然し、ホイッグはこれを下院議員の法的地位に何等の影響も與えない政治的樂觀主義としてトーリーに對立した。Burdeau, G., op. cit. P. 237.

四　大革命を契機として、公法理論乃至政治理論に新らしい思想概念が導入された。その新らしい理論のうち今日まで支配的であるものは、「國民主權」のそれであつた。「國民主權」の思想的理論的背景に、ルソオの「社會契約」論があることはいうまでもない。ルソオに從えば、主權とは社會團體の一般意思に外ならなかつた。然し、ルソオの社會契約論を流れている論理は必ずしも合理的ではなかつたのであり、社會團體の一般意思という不可分性は、均等配分的主權を各市民が有するという可分性に、侵害される處れが多分にある論理であつた。ルソオのこのような矛盾した論理も、こう考えれば少しは救濟されうるであろう。即ち、社會團體の一般意思が主權であるというのは理念的解釋であり、主權に性格、內容を與えるものである。一萬人の市民のそれぞれが一萬分の一の主權を有するとするのは、主權行使のウエイトを衡つたものであろうと思う。ルソオの說明が飛躍していることは確かであろう。彼は理念的主權をまず說き、次に具體的に主權行使の方法を考えるのであるが、この際に若干の反論理性をしめしたと思える。ルソオが主權行使の型として考えていたものは、人民集會であ

ろうと思われる。(一) 人民集會或は民會を措定して主權の可分的解釋をしたが、この可分主權は決して理念的主權とは關係ないものであり、一つの秤の度合として考えられる。ルソオは決して主權が可分的であるということを、理念的に主張していないのである。明白に主權の不可分と不可讓を說明しているのである。この理念的主權から、ルソオは政治代表の可能性を否認する。(二) 即ち、主權を讓渡できないと同じくこれを代表することもできないのであり、主權の本質は一般意思に存し、意思は代表されうるものではないからである。ルソオの主權に對して、このように考えるのは誤りであるかも知れないが、いまのところこう考える。

このルソオの理念的主權が、大革命の過程を通して國民主權の概念にまで開花し、主權は國民全體に存する旨の實定規定を見るようになつた。

(註)

(一) Rousseau, J.-J., Contrat social, livre III. chap. XV.

(二) Wigny, P., Droit constitutionnel, t. I. 1952. P. 226.

五

十八世紀における政治理論は、(一) 純粹(直接)民主制と代表政治制の價値に關する論爭に終始していたといつてもよかつた。この理論的背景のもとに、革命制憲議會が努力を傾けた問題は、國民主權概念と調和できる主權行使の方法を、理論的に發見することであつた。ルソオの理念的主權概念は國民主權概念の形成に寄與したが、主權行使の方法につきルソオの考え方を採用するのは理念と實踐の不調和を露呈するだけである。かくて制憲議會の採用するところとなつたものは、モンテスキューの代表制理念であつた。よく引用される如く、(二)「主權的權力を持つている人民は、自分でうまくできうることはすべて自分の手でやらなければならない。また自分でうまくできえないことは、自分達の代理人 ministres を通してやらなければならない」というのが基本的な考え方である。

モンテスキューの代表制理念は制憲議會を支配し、制憲議會は代表制理論の骨組を作つた。そして明確に國民主權の理念と主權行使の理論を次元を變えた面で把握し、しかも兩者の調和を計つたのである。卽ち、主權は國民全體に存し個々の市民に分割できぬものであるから、國民が選んだ議員はその全體(三)において國民の代表であり、全體に mandate が存する。從つて、議員個人を召還乃至罷免することはできず、議員と選擧人は獨立していることになる。代表制における代表者の mandate は、最早、過去の三部會の代表者のそれとは全く性質の違つたものとなつた。これは一に國民主權の理念的存在が前提となり、これとの調和が肝要とされたためである。然し、理念的にみて主權は讓ることができぬものであるにも拘らず、代表者を選出して立法權を託するのは矛盾ではないであろうか。これに對し制憲議會は次の如く答えるであろう。卽ち、代表者を選出するのは主權行使の方法を託するのであり、主權そのものを託するのではないと。一見、調和のとれた巧妙な理論であり、これが代表制理論の通說として今日に至つているのである。

（註）

（一）Laferrière, J., op. cit. P. 391.

（二）Montesquieu, De L' Esprit des Loix, livre II. chap. II.

モンテスキューがここに述べているのはアテネ、ローマの民主政治についてであり、近代國家に適用するものではない。從つて、彼のいう前半部は今日何處の政治制度にも見當らぬことである。モンテスキューの考え方を發展せしめたのはド・ロルムである。

（三）代表者全體（全部とは違う）に mandate が存するということは、議會に mandate が存するのとは意味が違う筈である。ところが、兩者を混用或は同一に用いている。法機關說にこのことは關係するのであるが、更に法機關說或は代表制の法的解釋のうちでも說述を異にする。私は議會か國民の代表である、換言すれば、議會に mandate があるとは思わない。議會に mandate が存すると考えるのは權力分立理論に基因するのではないであろうか。

六　代表制における「代表」の近代的概念は、英國流の考え方を除き、國民主權を大前提として構成されたのであるから、(二)代表者はその選擧人とは獨立し、代表者全體が國民の代表であり、この兩者を關係付けるものが mandat représentatif

であるとした。この mandate は、最早、私法的なものとは違つた内容をもち、變らぬのは代表者の行爲が被代表者の行爲と同じ効果を生ぜしめることであつた。かかる mandate が存するが故に、代表者は國民の名において行爲しえて、しかもその効果は國民を拘束しうるのである。

英國的代表制の解釋が、經驗主義的、漸進主義的集積の結果であるのに反し、フランスの代表制理論は合理主義の所産である。モンテスキューにせよ、ド・ロルムにせよ、政治制度においては英國のそれを模範とした。然し、モンテスキュー[二]は決して現實の英國の政治制度を模寫したのではなく、彼の描いたものはユトーピアであり、夢の國であつた。彼は英國にそれをなぞらえたにすぎず、「英國を見よ」 Voyez l'Angleterre! は政策的表現にすぎない。讀者に與えたものは理想國の自由、正義或は秩序であつて、法の精神は理想國のそれであり、合理主義の別名であつた。英國の代表制をそのまま輸入したのではないのである。

從つて、今日まで支配的である代表制理論はフランスに生れたもので、國民主權概念と共に合理主義の子である。

(註)

(一) 國民主權と代表制の何れが第一次的存在であるか。國民主權行使の方法として代表制が考えられるとする說と代表制が國民主權を導くとする說がある。前者が普通であるが、オーリューは後者に立つ。然し、これは說明の方法の相違である。Hauriou, M., Précis de droit constitutionnel, 1923. P. 219.

(二) Mirkine-Guetzévitch, De l'《Esprit des lois》au constitutionalisme moderne, Revue internationale de droit comparé, 4 année. N° 2. PP. 207-9.

二　何を問題にするのか

1　代表制理論（通說）をもつて現實の代表制を說明できるか。

いうまでもなく、科學的記述或は解釋とは實體に關する判斷であり、その判斷には正しいか誤つているかの二通りしかない。この意味で國家體系の種々の形態を分析し、國家秩序の典型的な內容を檢討することは、國家に關する一科學としての政治理論の課題である。(一)

第一章において見てきた如く、フランスにおいて開花した代表制理論は合理主義の所産であり、近代國家において最も適合する政治制度の說明解釋であつて、今日に至るまで生命を有する支配的理論である。第一次大戰後、ヨオロッパの新興國はすべて代表制、殊に議會制を採用したが、これら諸國はいずれも英國の經驗的代表制を畏敬していたにも拘らず、フランス的合理的代表制を內容とし、國民投票と國民發案を併用し極めて學理的代表制とした。(二) このような合理的學理的代表制の現實的機能は、極めて非合理的であることをしめし、ヴァイマルの悲劇を生むに至つた。皮肉なことに、合理的代表制理論の宗家であるフランスにおいては、ベルギーと共に盛んに國家機構改革 Réforme de l'Etat の諸案が續出したことは周知の通りである。右のような事實は、いうならば、合理的代表制理論が實體に關して十分な科學的解釋でないことを暗示するものであつた。もとより、合理的代表制理論は制度の前立措定であつたが、その理論が科學的に正しいものである限り、制度を說明できなければならない。換言すれば、理論から演繹したもの（制度）と制度の說明より歸納したもの（理論）とが一致しなければならない。ここで最も重要なことは「一致」ということに對する解釋である。私は「一致」について次の解釋をして本論を進める。卽ち、「一致」というのは、この場合、制度について形式的解釋を下しその制度の說明が理論に基ずいた論理性を示すだけでは十分な科學的說明とはならない。例えば、代表制理論では議員全體に國民の代表の名が與えられ（卽ち mandate）、議員の行爲は國民の行爲と同じ效果を有するのであるから、代議士が作つた法律は國民の意思の表現であり、國民が法律に從うのは論理的に當然である。このように代表制を說明する（部分的であるが）のは形式論理の枠內に止まつており、眞に科學的であるためには議員が國民の代表に値する內容をもつていることを明示しなければならない。ここ

で内容というのは議員の資質ではなく、國民の代表に至る過程の正當性である。敷衍すれば、議員は國民の代表であると意味的に把握できなければならないのであつて、國民の代表とされるのであつては困るのである。

このような觀點から、代表制理論と現實の代表制の相互關係を考察して、そのプロセスに特に檢討を加えてゆく。決して明確な肯定、否定の解釋を求めるのが目的でなく、代表制理論への反省を行いたいのである。

（註）

（一） Kelsen, H., Science and Politics, The American Political Science Review, Vol. XLV. No. 3. P. 643.

Kelsen, H., The Political theory of Bolshevism, 1949. P. 8.

（二） Headlam-Morley, A., New Democratic Constitutions of Europe, 1929. P. 33.

二

代表制は理論においても制度においても選擧を必要條件としている。この選擧が代表制の十分條件にまで考えられているのではないか。

代表制が選擧を必要條件としていることは既に述べたところである。この選擧は投票行爲を內容とするもので、古代に行われた抽籤のようなものではない。投票は國民の意思を表明するのであるから、選擧は代表制に重大な意味を持つている。代表制が眞にその名に値するものであるか否かを檢討する場合、この選擧の意義を、現實に行われている選擧から抽出しなければならない。選擧をただ槪念的に結晶せしめておいたり、事實にそぐわない解釋を以て滿足しているならばナンセンスである。我々は、代表制が何故に選擧を重要視するかにつき反省してみなければならない。蓋し、選擧が代表制においてウエイトを持つ理由の最大なるものは、國民の自由なる意思表明が行われ、代表者の選出が國民の手によつてなされるためである。かくて選擧は國民主權の具體的行使として滿足しうるものと考えられているのである。

このような意味をもつと理論的に說かれる選擧が、選擧を行えば代表制が自動的に成立すると考えられるならば問題を含

む。代表制の在るところには選擧が存するが、選擧の在るところ、代表制ありといえるのか。選擧の內容と、選擧が行われる社會的條件を檢討しなければならない。若しそれが形式要件に止まり、實効性のないものであれば、その代表制は空虛な名目的代表制であり、フィクションにすぎない。このフィクションが現實の代表制に發見せられないならば、代表制は意味的存在として認識できよう。フィクションであり、少くとも理論的に現實の代表制を說明し難いものであるならば、選擧はいかなる意味において把握せられるのであるか。

三　右の觀點に立つて代表制を考察するとき、代表制理論と事實としての代表制の相關關係が被檢討對象となる。具體的には、事實としての代表制が、代表制理論の骨格をなしている國民主權概念と representative mandate によつて說明されうるかということである。これの檢討のために、まず代表制に關する通說以外の學說を紹介しその意味を確かめ、次に事實としての代表制の働きを調べる。更に選擧が事實としての代表制にどんな地位を占めているかを考察し、これらを通じて浮び出てくる事柄がどんな示唆を我々に與えるかを知りたい。

三　强制委託說と法機關說

一　代表制理論（通說）では、第一章において見てきた如く、國民と議員全體との間に mandate が存し、その mandate は私法における性格を有しない。卽ち、mandate は一般的、自由的、且つ取消し得ざるものであり、更に代理人の行爲は委託者の承諾を必要としないのである。(註) mandate の固有內容を持たない representative mandate を導入したのであるが、何故にこうまでして mandate を固執するかといえば、國民の代表或は國民の名によつて立法するという國民主權的正當性のためである。然し、この通說は決して反對說がなくて成立したものではない。

（註）Prélot, M., Précis de droit constitutionnel, 1950. P. 427.

二　一七八九年九月五日の制憲議會における會議で、ペシオン Pétion は議員に對する強制委託 mandat impératif を強調した。(註)「いわゆる立法部の議員は代理人（mandataire）であり、彼等を選出する市民は委託者（commettants）であるから、彼等代表者は市民の意思に服從せしめられる。我々は、この代理人と通常の代理人との間に何等の區別をも認めない。兩者は互に同一名目において行爲する。兩者は同一の權利、義務を有するのである。」

彼の言を理論的に表現すれば、主權の一部を擔つている各市民は、選擧の干與及び議員の任命に自己の權利を行使する。從つて、議員は自己を任命した市民によつてのみ、代理人としての權限を有する。議員が選擧人の頭上に固定して存する主權の讓受人（cessionnaire）でない場合は、議員は市民の代理人とはなりえない。故に議員は決して國民全體の代理人ではないのであつて、若しこれを肯定するならば、それは「作り話」にすぎない。かくて議員は選擧區、即ち、議員を任命した選擧民の集團の代理人である。ここまでの理論は委託者と代理人の選出の關係であつて、議員が國民全體の代理人であるという通說との違いは、全體と部分の關係に止まる。然し、兩說の相違は、この選出關係にしめされた條件が大きな效果を生ぜしめ、選出後の委託者と代理人の關係を拘束する點にある。この點に至つて、兩說は完全に對立せしめられるのである。即ち、議員に代理人としての總べての義務が强制せられ、選擧民は議員に mandate を限定して與え、議員はその mandate に一致した行動をとらねばならない。このことは、選出條件より當然考えられることである。選擧民から見ると、國民の名において議員が行爲するのであるから、mandate の內容は極めて愼重に定めなければならない。また、mandate に違反した行爲があつたとき、議員は選擧民の commettant としての價値を有しないから、mandate を取消されるのが通常である。强制委託說は、これを要するに、mandate の法的性格を强調する理論である。

（註）この項は Duguit, L., Traité., op. cit. P. 500, et PP. 508-9. による。

三　この强制委託說が實際に行われた制度として三部會（État généraux）が擧げられる。(一)

舊制度の三部會における代表制理論は、極端なまでに强制委託の理念をとつていた。三部會の代議員は文字通りの代理人であり、權力の「調度品的（ガルニ）」存在とまでいわれたのである。三部會の集合に際し、國王は議題を代議員に提示し、代議員は選擧人からその議題に對する回答の指示を受けて會議に參加する。選擧人の指示に基ずいて、代議員は回答する。この際、選擧人からの mandate のない事項に對する回答は行うを得なかつた。mandate 履行の代償として、代議員は歲費を自己を選出した選擧區より受取つたが、選擧人が代理人としての代議員の行爲に不滿であれば、豫め約束した歲費の支拂を拒んだ。このような代理人と委託者の關係は、全く私法における概念を公法に適用したものといえる。何故にかくも嚴格に適用されたかに就き、バルテルミイ及びデューズは、㈠、當時においては、フランスを單一國と考える近代概念が普及していなかつた事實、從つて代議員は特定地域の特定階級の代議員であつた、(二)㈡、三部會が常設の議院でなかつた事實、㈢、三部會が決定權を有せず、代議員の投票が諮問的價値しか持たなかつた事實を擧げている。このような條件の下で、强制委託說が實際に行われたのである。

（註）

（一）　この項は J-Barthélemy-Duez, op. cit. PP. 100-2. et PP. 111-3. による。

（二）　三部會の性質からも、その選出方法が身分 ordre に基づくことは容易に理解できる。僧職(clergé)、貴族（noblesse）は直接投票、いわゆる第三身分（tiers-état）は間接投票を以て代議員を選出し、選出方法は統一したものではない。Burdeau, G., op. cit. P. 231.

四　代表制に關する通說或は强制委託說は、いずれも選擧人と議員の意思或は行爲を別々に考え、兩者の關係を說明する學說である。これら兩學說とは全く別個の說明を代表制に與える學說は、法機關說である。然し、この學說は代表制に關する學說ではなく、國家理論の一つであることを確認しておくべきである。換言すれば、國家理論である法機關說を以て代表制を說明するものであり、代表制の專門理論ではない。從つて、ラーバントやイェリネックを代表とする法機關說は、mandate

を問題とせずに代表制に對する解釋を行う。ラーバントによれば(一)、國民は選出するという職能を有する國家機關であり、議會は一定條件の下での決定機關である。從つて、兩者の間には何等の法的關係も存しない。これら兩機關は憲法において定められ、玆に法的機關としての地位及び能力が定められるとする。ラーバントの解釋は法律的解釋であり、形式解釋であつて代表制の說明にはなつていない。イェリネックは(二)ラーバントの說に修正を加え、ラーバントの如く法的に問題を處理するのは、實體をゆがめるものであり、議會と國民の間には事實關係が存するものと考えるのである。そして兩者の間に存する事實關係に法形式を與えなければ、代表に關する法的問題とはならないとし、議會を國民の直接機關とし、國民は國家機關であると考えたのである。卽ち、國民は國家の第一次機關であり、議會は國家の第二次機關とし、國家意思の最高機關は國民により團體的に一つに形成され、議會は國民意思の特殊機關によつて形成される。從つて、國民と議會は法的に統一體を構成し、議員を選擧することは代表者と一體となつた人民との間の恒久的紐帶を生ぜしめ、ラーバントの說より生ずる兩者の獨立性の難を救濟するものとした。このように代表制を解する法機關說は、國民主權を措定しておらず、寧ろ國家主權槪念に培われてきた學說であり、選擧は國家機關である議員を任命する法律行爲として解する。從つて、議員は國民の代表者ではなく、議會も法律上、國民の代表機關と定める場合に國民の代表であると考える。いわゆる代表制理論と全く座標を異にした說であり、事實としての代表制を形式的に解するものである。

(註)

(一) Laband, P., Staatsrecht des Deutschen Reiches, 5 Aufl., Bd. I. 1911. S. 293 ff.

(二) Jellinek, G., Allgemeine Staatslehre, 3 Aufl., 5 Neudruck, 1929. SS. 566-7.
カール・シュミットは議會が全國民の代表であると共に、一人一人の議員も代表的性格を有することを認めるが、Mandate を實行するための代表でないとする。Schmitt, C., Verfassungslehre, 1928. SS. 316-7.

五

強制委託說は「代表」に忠實な解釋を加えるあまり、可分主權的立場をとり、國民主權槪念と牴觸する危險をしめした。

然し、「代表」に明確な意味を與えんとする努力——mandate の履行——は認められてよいものである。確かに通説の缺陷は、委託者である國民と代理人である代表者とが互に排他的である點にある。ケルゼン(一)はこの意味で、「代表者が被代表者によつて選出、任命されるだけでは眞の代表制といえず、代表者が法的に被代表者の意思を執行するよう義務付けられねばならない。また、この義務の履行が法的に保證されなければならない。その典型的保證とは、被代表者がその意思に反した行爲を行う代表者をリコールする權利である。議員が自己を選出した選擧人の代表者ではなく、全國民の代表者というのは擬制である。選擧人と被選擧人とが法的に獨立していることは、法的代表制と矛盾する。選擧人の意思が被選出者により執行される法的保證を缺き、兩者が法的に獨立している場合に、法的代理關係 proxy 乃至代表制は存在しない。……人民が議員に立法機能を託するには强制委託であらねばならない。リコールは强制委託のコロラリーとして認めなければならない」とする。マクィバー(二)は、强制委託を議員自身の自律規範とすべき事を主張する。卽ち、議員は自己が選出された事由となつている主義なり政策を放棄する場合には、その職を辭すべきであるとする。ケルゼンにせよ、マクィバーにせよ、强制委託說を以て代表制を實現することには贊成しないのであるが、共に「代表」が眞に實現するためには mandate を有名無實なものにしてはならないという立場である。

法機關說は、社會的事實を法的事實に置換して思考し、それ自體において意味解釋する立場にあるから、通說や强制委託說とは全く別個のものである。代表制を單なる實定法的事實としてとらえ、これを解釋するのでは事實としての代表制を解釋しているものとはいえない。

（註）

（一） Kolsen, H., General theory of Law and State, 3rd imp., 1949. PP. 290-2.

（二） MacIver, R. M., Modern State, 1926. P. 204.

四　代表制はいかに活動するか

一　J・S・ミル(一)は代表制を最良の政治形式としたが、代表制を永續せしめてゆくには三つの條件を滿足せしめなければならないと述べた。卽ち、㈠人民が代表制を喜んで受入れなければならない、㈡代表制存續に必要なことを喜んでなし、且つなし得なければならない、㈢代表制が人民に課す義務、職務を喜んで果し、且つ果し得なければならないとした。これら三條件のうち、代表制の基礎となつているのは第三條件であり、他の二條件は代表制の發展的經過のうちに自ら系として生ずるものである。然し、代表制が非常にうまく機構付けられているため、人民を保護するどころか人民を惑わす結果になる場合がある。ミル(二)は、代表制が階級利益のために利用される機構となり、「代表」制という何人も抗し得がたい名目があるため、代表制そのものが巧妙なヴェールとなり、その下で寡頭政支配が行われるのを憂えた。このような弊害を矯す目的で「代議政治に關する考察」を著した。

我々は、このミルの懸念が現在の代表制にもいえるものであれば、「代表」に惑わされているものであるかどうかを確かめるには、代表制の活動を省みなければならない。

(註)

(一) Mill, J. S., Considerations on Representative Government, Blackwell Ed., 1948. P. 162.

(二) Ford, H. J., Representative Government, 1924. PP. 149-50.

二　代表制の組織及び機能について、幾多の學者がそれぞれの著書において說明しているが、選擧民(政黨)、議會及び內閣という代表制の三要素の關係に着目して興味深い考察をしているのは、E・バーカー(註)である。バーカーは代表制を、討論の連續を全體的に見た場合の制度と考える。その討論の連續を三段階にわけ、第一段階において政黨が自己の綱領(プログラム)を定める際に

見られる討論、第二段階で各政黨が選擧に臨んだ場合の選擧民の各綱領・政策に對する討論、最終段階では議會が討論の場となる。このように三段階にわけて討論することは分業的であつて、バーカーによれば好ましいことなのである。このように政黨、選擧民及び議會が、各段階においてそれぞれ自由且主權的に討論決定を行い、次から次へと連續的につながる。從つて、これら三要素は內面的に結びついている。議會は選擧により選出されると、選擧民によつて特定目的のため權威付けられ、instruct される。特定目的とは選擧民より賦與された政綱を法律化することと、執行部をその政綱の方向へ向けこれを監督する事であり、この爲に議會は存立する。議會は孤立して存在できず、絕えず選擧民と執行部を見なければならない。選擧民は議會を作り、議會は內閣を作り、權威は瀑布（waterfall）の如く前段階から引出され次の段階へ送られて行く小瀑（cascade）の連續とみることができる。これがバーカーの代表制を說明する瀑布說（Theory of Waterfall）である。

（註）Barker, E., Reflections on Government, 2nd imp., 1948. PP. 44-51.

三　バーカーの代表制についての瀑布說は、古典的靜態的理論より一步進んだ見解ではあるが、なお代表制をメカニズム的に素描したものである。代表制がどんなしくみで活動するかという問題に對する一つの解答としてはいいけれど、代表制を動かすもの或は要因は何であるかに關する認識を得るには、先ず代表制における政黨を考察しなければならない。

政黨の組織は國家的性格を有せず、國家體系には何等の地位をも占めるものではないと斷定するイェリネックの言の通り(二)、公法、私法を問わずその合法性が承認されていない。實定法において政黨が合法化されていないために、政黨が本質的に政治の實體を形成する要因であるにも拘らず、從來政黨の研究が輕視されて來た。憲法で政黨を承認しない理由は多くの學者によつて唱えられているが、これとは反對に承認を求める學者もいる事を承知しておかねばならない(三)。然し、本稿では政黨が代表制において如何なる活動をしめすかを認識すれば足りる。

人民は代表を通して政治に干與するが、その代表を選擧する際、自由に代表を選ぶことができず、政黨がお膳立てした候補

者の中から代表を求めなければならない。人民に與えられた自由は、各政黨の候補者の何れに投票するかということである。何れの政黨にも所屬しない候補者は不利であり、政黨の候補者選擇は特權者、財政的貢獻者或は黨の規律に良く服從する者を對象とする。人民は候補者選擇の自由が制限的になるばかりでなく、政黨の利益代表的性格から政黨の政綱につき全部賛成するか、全部拒否するかの何れかしか、投票に際してその意思を表明できない。選擧期間中は政黨はあらゆる能力と勢力を傾注し、世論を積極的に作り出し、自黨の綱領に賛成せしめようとする。ところが皮肉にも民主的國家であればあるほど、選擧人の意思を表明する政策の相違は大となり、人民は一層氣紛れとなる傾向にある。選擧が決定すれば、勝つた政黨は職に就き法律を制定する。その法律は一般に國民の意思の表現であり、ルソオの所謂「一般意思」の表現であるとされる。然し、現實の意思は選擧に勝つた者の意思であり、國民全體の意思ではない。マクィバーは賢明にもこれを人民の意思と名付け、勝者の意思であるとした。(三) 國民の意思（ルソオでは萬人の意思 volonté à tous に相當する）とは勝者の意思と敗者の意思の總和である。從つて、國民の意思が表明されるのはレフェレンダムの時だけであり、議會が制定した法律であつても國民投票を行えば否決される運命にある場合が起る。法律が一般意思或は國民の意思の表現であるならば、かかる事態が起る筈がない。議會を國民の代表として、國民の名において法律を公布することを定める實定法が存在する傍ら、なお國民投票を規定するのは如何なる意味を持つのか。この事實のうちに矛盾を含むと解する外はない。然し、法律を制定する議會と國民投票との關係を說明する一つの逃路がある。卽ち、代表者を選擧したのは一般政策に基ずき選出したものであり、選擧民はその政策に對し態度を表明したにすぎない。換言すれば、それが代表者個々の行爲方法に向けられたものではないのに反し、國民投票は一つの特殊論爭點だけを問題とし、他の事柄とは一切無關係である。從つて、人民は自己の意思を立法提案に表明したままであり、選擧民が如何なる動機に基ずき決定したかは問題でなく、決定は決定として明白になるだけである。この逃路は意思表示の對象を異にする事を唯一の根據とするが、それならば議員は先ず主義主張に拘束さるべきであるという事實が却

つてでてくる。「時間を異にし新らしい問題が生じた場合、どんな議員でもすべての事項に意見を開陳することはできない。從つて、すべての選擧區は議員の一般的態度に對しできうる限りの完全さを持つた意思表現の權利を持つ」というラスキーの言[四]こそ、代表制を單にメカニズムとして見ることに裏から批判したものであり、暗默の裡に mandate を物語つている。

權力掌握という方面からみると政黨は政權獲得を目的とする。從つて、政黨人は國民大衆と區別せられるのが當然である。政黨は國民大衆と異つた人の集合體であり、彼等は政權を求めており、この目的のため政黨は必然的に貴族的乃至は寡頭的要素を內部に藏している。この意味で政黨の政權掌握への過程を注目しなければならない。既述した如く、其處に發見せられるものは、議員が國民の代表者であるということよりも、政黨の代表者であり、政黨より mandate を受けている者であるといつた方が、國民より mandate を受けていると表現するより實質的であるということである。これは意外な事實であるが、この面から考察してワリンは明白に現行の代表制は擬制に基ずいていると指摘する。[五]

（註）

（一）Jellinek, G., a.a.O. SS. 114-5.

（二）憲法において政黨を承認することは一般にされない。その理由については學者により多少異なる。最近のものから二、三あげれば、ライプホルツ（ゲッチンゲン）は「政黨を承認すれば國民の代表ということがいえなくなる」、アルリジ（コンセイユ・デタ及び破毀院）は「政黨を認めると代議制の眞の目的と對立し、政黨國家を招來することを許容するものだ」、ウィニィ（ベルギー・前大臣）は國民主權（概念的）と人民主權（現實的）の對立から演繹する。これらの諸說は次章と關連し極めて重要な示唆であろう。これに反對する學說の最大なるものはケルゼンであり、政黨を憲法的に銷止めすべきことを主張し、事實を重視する。ミルキイヌ・ゲツェヴィッチも「權力合理化」の面から同意見である。

Leibholz, G., 《Démocratie représentative et état de partis moderne》 à la Revue internationale d'histoire politique et constitutionnelle, Jan.-mars. 1952. P. 59.

Arrighi, P., Le statut des partis politiques, 1948. P. 6.

Wigny, P., Droit constitutionnel, t. 1. 1952. PP. 452-5. ケルゼン（西島譯）「デモクラシーの本質と價値」四五―六頁。

Mirkine-Guetzévitch, B., Les nouvelles tendences du droit constitutionnel, 1931. PP. 17-27.

（三） MacIver, R. M., Modern State, PP. 193-6, & P. 200.

（四） Laski, H.J.,Grammaire de la politique, 1933. PP. 192-3.

（五） ワリンの表現は面白くできている、即ち

Notre régime représentatif actuel repose sur une fiction, et cela parce que les partis ont craint de laisser le peuple s'exprimer directement, autrement que par le truchement des partis eux-mêmes. C'est le cas de dire: 《Traduttoire, Tradittoire》.

Waline, M., Les partis contre le république, 1948. PP. 111-2.

四 法律を制定するのは議員である。然し、現實においては、議員自らの能力或は影響の下に法律の制定を企圖するわけではない。國の社會條件に從いその程度を異にするが、議員に立法せしめるように働きかける要因が顯著である。この要因は一般に壓力團體(Pressure groupes)[一]と呼ばれるものである。具體的に議員をして立法せしめるよう運動するものをロビスツと呼ぶが、これはいわば選擧民と議員の中間に存在する。これに反し壓力團體は、勞働組合、經營者團體或は地方利益團體の如く、選擧民とは直接關係のない團體を指している。ラスキー[二]は、英國において勞働組合が議員に加重していると指摘し、これは勞働組合の法的地位が効果的に組織化した爲であり、この條件の下で代議的意味を組合が持つようになつてきたと述べている。このような事實とバジョットの[三]「勞働者階級は殆ど我々の共同的世論に寄與せず、議會に彼等の影響を缺いても議會と世論の一致を損うものではない」とする意見を對比せしめるとき、代表制の內容の變轉を認めないわけにはゆかぬであろう。代表制においてこのような要因を認めざるを得なくなつた原因は、議員と選擧民兩者の政治的性格若しくは兩者の關係の間に求められるのである。卽ち、兩者のそれぞれの政治的能力と機能の限界を現代の政治においてしめすものである。

（註）

（一）壓力團體とは「政治に影響を及ぼす組織化された特定利益者を指す」共通用語である。ロビスツは何等組織を必要としないから、形態としては壓力團體がロビスツを使用することにもなる。
Burns, J. M., Congress on trial, 1949. P. 19.
Turner, J., Party and Constituency, Pressure on Congress, 1951. P. 11.

（二）Laski, H. J., Reflections on the Constitution, 1951. P. 19.
〃　〃　Parliamentary Government in England, 4th imp. 1950. P. 178.

（三）Bagehot, W., English Constitution, Paternoster Lib., 1896. PP. 166-7.

五　現代の代表制を支えるものとして忘れることのできぬ存在に官僚組織がある。官僚の存在理由に關する論議は、代表制のうちに存する機構上の缺陷よりすることもあるが、專門知識を要求する時代の必然性に從つての官僚の政治的機能の增大に端を發する。前節までの對象は立法部を中心としたものであつたが、本節は執行部に重點があり、執行部機關の性格そのものに問題が存する。執行部の官吏は選擧により任命さるべきでないとミルは力說したが(二)、これは政治的訓練に乏しい大衆を通してでは適切な有能な人物を發見できぬことを意味する。國家の職務が增大するにつれて、專門家の必要も增加する。また選擧によらぬ官吏は、人民の代表でないから人民に對し責任を負わない。その上、彼等が常設的存在であることから傳統を生み權威を生ぜしめるという發展が見られる。そして注意すべきことは、この權力が執行部に限定されず立法部にも波及する事實であつて、官僚の專門知識に據らねば殆ど重要な立法は成功を見ないのである。

カール・シュミット(二)は「今日の民主政治では議會制の理念的前提が廢せられている」とし、討論、公開性或は代議的性格の喪失を述べている。彼がそう述べるに至つた根據に、立法部における委員會制度がある。卽ち、議會の實質的機能が委員會制度によつて奪われ、議會の使命が委員會に肩代りしてしまつた點に着目する。ジョセフ・バルテルミイも力作「議會運營及び委員會制度論」において(三)、大臣を監督・統御するのは議院であり議院に限られるというのが古典的議會制理論であつ

たが、實體は全く違い委員會制の下に政治がコントロールされていると指摘する。しかも委員會が常設的であることから、官僚制と同じく權力を持つに至ることは容易に理解できるのである。

極めて荒削みの解明ではあつたが、上述のごとく、代表制の下にある政治の動きは決して制度的に固定したものでなく、單なる機關の相互關係の説明に止まるものであつては政治の眞實を把握しえないものであるということがいえる。

（註）

（一） Mill, J. S., ibid. P. 267.

（二） Schmitt, C., a.a. O. SS. 318-9.

（三） J.Barthélemy, Essai sur le travail parlementaire et le système des commissions, 1934. P. 212.

五　選擧は象徴である

一　代表制における選擧の地位については、既に述べた。卽ち、國民の代表者を選出するための必要條件であり、主權行使の形態として考えられた代表制を成立せしめる手續として選擧が存する。このように理念的な存在性をしめしている選擧も、現實的に内容的に觀察するならば、人工的、技術的操作機能である。然し、これら理念的に把握できる選擧と現實に行われる選擧の關係は、むろん、前者に對する後者の合目化である筈であつた。從つて、幾多の選擧對象の擴大とか選擧手續の改正とかいう事實は、選擧をどのように行えば眞の代表制が實現できるかということのための努力である、と客觀的に解するのが自然であろう。從つて、國民の意思を正しく投票結果に反映せしめる方法に關し幾多の改正が加えられ、政治學においても選擧方法或は計算方法等の説明、若しくは選擧の實態調査的解説より演繹しうる若干の論が行われてきた。確かに選擧の機能的作用がどんなものであるかを知るためには、夥だしい統計を必要とし、その統計にウソのないことを期待しなければならないのであるが、その實態的報告の正確度は極めて不安定である。そこで我々が選擧の人工的、技術的操作を通

じて求めるものは、選擧技術の改正よりも先ず選擧の本質的性格への反省でなければならない。代表制における理念的存在として選擧を認識することは容易である。然し、その認識が經驗を俟つまでもなく正當であるという風に先天的概念にまで昇華してしまつて、選擧の技術改正に終始しては問題である。この意味で、選擧を考察してみよう。

二　選擧手續乃至制度（註）において、如何なる方法で代表者を選出するかという人の面からの方法と、如何なる投票形式をとるかという面が存在する。前者には多數代表制と比例代表制、後者に單記制或は連記制等があり、これらが混合されてくる場合も多い。選擧には政黨の存在を考えなければならないから、既存政黨の多少が選擧方法、様式とからまつて選擧の効果に影響する。

理論的に優れた選出方法は比例代表制である。比例代表制は投票數と議席を比例せしめ投票にしめされた國民の意思を正確に議席に反映せしめるから、國民意思の忠實な反映方法である。ところがこの正確度の強い比例代表制の結果は、その正確度が高ければ高い程、被投票政黨に相當數の議席を提供するから、政黨に對する投票である。また、マルセイュでもボルドーでも政黨の綱領には何等の相違がなく、理論的に見れば選擧區の細分を必要としない。政黨の分立をそのまま議席に移すから、議會に既存政黨がそのまま存在する傾向が強い。一方、代表制の機構的性格にあつては、多數決主義が政治運營の基準であるから、議會内における妥協が必要となり政黨の連携は當然の勢である。ここに問題點が存する。即ち、國民の意思を忠實に反映せしめ、所謂「死票」を少なくする比例代表制は、確かに選出段階においては妥當な方法であつても、政治運營の段階にあつては政黨の妥協連携を強制せしめる結果となる。選出段階においてしめされた國民意思は無視せられた事になり、比例代表制の理念的目的は窮極において遂げられない。

多數決代表制は單純であるけれど、投票數と議席が必ずしも一致しないので、理論的にみたとき國民意思反映の正確度は弱い。

これまでで明らかになつたことは、選擧改正の努力というものは選出段階を場として、國民意思の忠實な表現を如何に實現するかに係つていたから、それ以後のこととは關係付けて考えなかつたのである。端的にいつて、當選者に國民の代表という名を與えていたのであり、そこに mandate があると代表制理論は認めるのである。投票行爲が個別的なものであつても、投票過程を問題とせず、その結果を對象としているのである。從つて、この取扱い方に對して若干の異論がでてくるのも當然であるが、ことさらにここでは問題としない。

（註） Duverger, M., L'Influence des systèmes électoraux sur la vie politique, 1950. PP. 17-45.
Walline, M., Les partis contre le république, 1948. PP. 72-82.
Lachapello, G., Les régimes électoraux, 1934. PP. 167-73, et P. 217.

三　サーマン・アーノルドは次の如く述べている。(一)

人間は受入れてもいい定めを創設すると、自己の行爲をその定めに合致せしめるように信じこまされる。矛盾或は困難が起つたとき、その矛盾なり困難なりから脫却するために一つの儀式を行う。そしてその儀式があれば、儀式さえ行えば人は脫れ得るものと慰める。人が使用する言葉、儀式或は原則は、自分の夢が現實に實在するものとして信じこませ、自己の生活に目的を與える。政治には象徵があり、これが重要な地位を占めている。ここで象徵というのは社會制度の儀式と理論の双方を意味する。然し、通常これらの儀式なり理論は、象徵としてではなく、法學・經濟學・政治學などの個別科學の基本原則として研究される。人が基本的なものとして考える原則の光に照して人間行爲を觀察すれば、彼等は僧侶として進歩するが科學者として進歩しない。合理的な考え方は、我々に完全な理論の原則を求めるよう强制する。それを作る知識人は、これらの體系を必然的に「眞實」を表明するものと信ずる。……制度が神秘的信仰に基ずいているときは、儀式によつて劇的効果を狙うのであり、制度がうまくいつているときはそれを支持する理論もうまくゆくものである。制度が成功している

と、その下にある理論を疑うということをしない。然し、制度が實際にうまくゆかなくなると、そこにしめされた溝を如何にして埋めるかについて、我々の行動と理論は大混亂する。

またオーリューは(二)次の如くいう。

「宗教的儀式が秘蹟的効果を生ぜしめるのと同じく、國家的祭禮の公式の儀式は法的効果を生ぜしめる。まず、國家の組織機關を祝い機關の職能を祝う、そして適法的に表わすため、これら機關や職務すべてが市民と結びついて存在する　これら儀式の主要なるものは、人民選擧とか議院の審議即ち多數決權の法的運用である」と。

いうまでもなく、代表制における選擧は代表制の當然の手續として考えられたものである。從つて、選擧は代表制における一つの重要な制度であり、アーノルドの所謂「儀式」であり象徴である。選擧が儀式であり、象徴であること自體は左程の問題ではないが、その系としてでてくるものを考察しなければならない。前節で述べた如く、選擧において見られる選出方法は、その場においてのみ國民意思に忠實なる反映を發見しようとするものである。從つて、何れの選出方法をとるにせよ、ともかく選出段階で國民の代表者であるという名を代表者に與えることに同意しても、選出後の代表者に對しても無條件に同意できるであろうか。一般的に、既に前章と前節において見てきた如く、國民意思の代表者であつた者も選出後になると必ずしも國民意思を反映しているとはいえない。換言すれば、ビュルドオのいう如く(三)、國民意思の代表者（選出當時）と世論の影像（イメージ）としての代表者に分かれる。然し、一般的に見て、前者に比し後者の實體はその名に適合し難いのが普通であることは、前章における代表制の動きにより判斷できよう。ところが、代表制における選擧の意味からみても、選擧という儀式がなくては代表制或は民主制が成立しないということ、更にこの儀式を行えば代表制を滿足するという信仰が秘められてはいないであろうか。この信仰を一層强固なものとするため、オーリューの云う如く、國家の機關、職務すべてを市民と結びつけているのではあるまいか。そしてこのことは代表制理論構成に際しては夢想だもされなかつたことであろう。何と

なれば、代表制理論は合理性を備えたものと考えられていたからである。

（註）

（一） Arnold, Th., Symbols of Government, 1935. PP. iii-iv, PP. 3-5, P. 60, & P. 106.

（二） Hauriou, M., Précis de droit constitutionnel, 1923. P. 202.

（三） Burdeau, G., Traité de science politique, t. IV. 1952. PP. 259-260, et PP. 262-3.

六　むすび

いうまでもなく、政治學（理論）は政治を研究對象とする學問であり、學として政治學が成立するためには、既に述べた如く、實體（リアリティ）に關する記述、解釋が正しいものでなければならない。我々がいま取り上げている代表制は、最も廣く行われている政治形式である。この代表制を説明する代表制理論と現實の代表制を考察してきたのであるが、この兩者の考察から生まれる示唆は如何なるものであろうか。

第一に考えられることは、理論的に現行の代表制のメカニズムに比較的忠實な説明を與える説として法機關説が擧げられるのではないかということである。既に述べた如く、法機關説による説明は選擧があれば代表制が存するという結論を生む。この説明は簡單素朴なものであるが、これの反對論が法機關説の枠内からは生じ得ないことは明白である。即ち、法機關説による説明は幅の廣い解釋であるから、選擧の實質的内容を問題とせず、專ら選擧形式が存すれば滿足する。從つて、選擧が各人の自由なる意思發表を内容とするという近代的政治原則を否定する選擧であつてもいいのである。然し、この説明では我々は、如何に法機關説による説明が一般にメカニズムを解しても、滿足できない。自由なる意思發表がなされぬ選擧であつても、代表制が認められるという解釋が前提的に否定されぬ限り、首肯できない。通説は國民主權との調和を措定して成立したものであるから、選擧の内容檢討のほかに、國民主權概念の檢討を必要とする。選擧は國民主權の行使手段で

あるが、既に見てきた如く、概念が現實的行使に撞着をしめす。近時、國民主權に對し人民主權が特に唱導せられてきているのも、この間の事情を物語るものである。强制委託說は最も「代表」に重點を置いた說であることはいうまでもないが、政治制度を近代的に把握するとき實踐的欠陷を有する。また、現實のメカニズムを全然說明し得ず、シェイエスの所謂「國民の悲願（voeu de la nation）」である。

英國的說明は、(一)總選擧において mandate は更新し、この mandate は次の總選擧まで有效であるとするが、これは二大政黨の對立から極めて妥當的說明のように見える。また、與黨政府攻擊の材料として、屢々反對黨が重要政策決定の際に其件について政府が mandate をもたぬことも擧げる。前者の總括的解釋と後者の個別的見解との相剋は、矢張り代表制における mandate に對する「悲願」的見解をしめすものであろう。

現實の代表者と呼ばれるものは畢竟、「ひとりよがり」の代表者であり、「ぴつたりとしない」代表者である。(二)代表制に關する諸說は、强制委託說を除き、選擧があれば代表制ありという一つの定式を作つたものにすぎない。決して概念と實在とが一致するものではない擬制的代表制が、「國民の名において」という錦の御旗を戴いて行爲するのである。

第二に選擧の性格機能であるが、これは既に述べている如く、現行メカニズムにあつては象徵的意味しか持たないといつても過言ではなかろう。選擧を如何に改正、改革しようとも、社會的條件がはるかに選擧の性格機能より先行し、選擧そのものの性格は通說との關連においてしめされた如く、意外な事實を呈した。

代表制は今や一つの廻轉している機械の如きものであり、何人も反對し得ぬ「國民の代表者」という御旗を有している一つの權力組織と考えられる。しかも、代表制が持つ固有の意味とは違つた、オーリューの所謂「人民から遊離してしまつた政治組織」ではなかろうか。然し、かかるときは代表制に關する理論もまた變質せざるを得ないであろう。

（註）

（1） Jennings, W. I., The Law and the Constitution, 3rd ed., 1948. P. 159.
〃 〃 Cabinet Government, 2nd ed., 1951. PP. 467-73.
（11） Dabin, J., Doctrine générale de l'Etat, 1939. PP. 193-4.

（一九五三・春）

あとがき——この原稿を校正する頃、Eric Voegelin: New Science Politics, 1952. なる書を興味深く讀む機會を持ち、原稿に可成の加筆を試みたくなつたが、もとより技術的に不可能であるのでこのまゝの形にしておく外はなかつた。（一九五三・十・三十）